

災害時

Initial Disaster Action Manual for Gunmayousui Land Improvement Districts

職員初動マニュアル

－初動体制確立のために－

令和4年4月
(令和4年2月制定)

群馬用水土地改良区

目 次

- I 平常時からの備え
- II 災害種別ごとの対応段階と対応職員
- III その他資料

I 平常時からの備え

災害から施設、組合員の生活を守るためには、災害の規模が大きくなるほど、より多くの職員の協力が必要となります。

まずは自分自身や家族の安全を確保し、安心して業務に当たれるよう、日頃から以下の事柄について心掛け、災害時の活動に早期に参加できるよう備えてください。

1 家庭内の備え

- ・非常持ち出し品や食料を準備する。
- ・地震等により倒れそうな家具等は固定するなど、身の安全確保に努める。
- ・勤務時間中など、家庭から離れている際の被災に備え家族の緊急連絡先や避難先を確認しておく。

2 個人の備え

- ・家庭と職場を移動する経路や手段を複数確保する。
- ・職場でも自分用の非常用食料、医薬品等を準備する。
- ・各所属の行動計画を参照し、所属内の緊急連絡先を確認する。
- ・管内自治体から提供されるお知らせメールやインターネットを活用し日頃から防災情報や気象情報の収集に努める。
- ・災害時における自分の役割を理解する。
- ・居住地のハザードマップを参照し、危険箇所等を把握する。

3 各所属の備え

- ・事業継続計画に基づいた所属内の連絡体制及び役割を周知する。
- ・本マニュアルや事業継続計画について、随時見直しや整備を図り、共有する。

Ⅱ 災害種別ごとの対応段階と対応職員

職員は、災害の種類や状況に応じて、土地改良区へ参集します。

各所属では業務継続計画による班編制に沿って、所属内職員がどのような役割を担っているか確認し、各職員に周知してください。

1 災害種別ごとの警戒態勢発令基準(防災計画細則別表1-1～別表1-4)

別表1-1【地震】

別表1-2【風水害】

別表1-3【水質事故】

別表1-4【その他の事故災害時】

※台風や突発的な豪雨の際は、初動体制を経ず警戒態勢をとる場合もある。

2 各職員の参集判断

地震

- ・各職員が自主的に震度情報を入手し参集する。

風水害

- ・第一警戒体制については、本部長からの指示により参集する。
- ・第二警戒態勢については、本部長からの指示により参集する。
- ・非常態勢については、本部長からの指示により参集する。

水質事故

- ・第一警戒体制については、本部長からの指示により参集する。
- ・第二警戒態勢については、本部長からの指示により参集する。
- ・非常態勢については、本部長からの指示により参集する。

その他の事故災害時

- ・第一警戒体制については、本部長からの指示により参集する。
- ・第二警戒態勢については、本部長からの指示により参集する。
- ・非常態勢については、本部長からの指示により参集登庁する。

3 職員への情報伝達

- ・緊急連絡網(別表2)で伝達する。

4 参集場所

群馬用水利土地改良区事務所へ参集する。ただし、道路の寸断や距離等の理由で参集に時間を要する場合は、最寄りの施設(別表3)へ参集する。

5 参集後に行う業務

- ・群馬用水利土地改良区事業継続計画に基づく各班の事務分担による活動。
- ・その他本部長の指示による活動。

6 参集時の注意事項

① 手段

- ・道路の寸断や公共交通機関の運休等の備え、日頃から代替となる手段及び経路を確認する。

②被害情報の把握

- ・参集経路において、農地、河川、道路、建物及びライフライン等の被害や範囲を可能な限り確認するとともに、参集時にはその状況を報告、共有を行う。
- ・状況はチェックシート(別表4)に記録する。

③参集の免除

- ・本人や家族の被災により参集できない場合は、その旨所属長へ報告する。
- ・道路の寸断や距離等の理由により、土地改良区事務所以外へ参集した場合は、速やかにその旨所属長へ連絡し、指示を受ける。

参集できない場合の例

1. 本人や家族等が被害を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、育児休暇に該当し、登庁が困難なとき。
3. 本人の住居または、職員に深く関係する人が被災した場合で、本人が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
4. 登庁途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
5. 徒歩により登庁せざるを得ない場合で、その距離が概ね20km以上あるとき。

Ⅲ その他資料

1 気象等の知識

① 台風の大きさと強さ

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速(10分間平均)をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「強風域(風速15 m/s以上の強い風が吹いているか、吹く可能性のある範囲)」の半径で、「強さ」は「最大風速」で区分しています。

さらに、風速25 m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲を暴風域と呼びます。

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33 m/s (65ノット)以上～44 m/s (85ノット)未満
非常に強い	44 m/s (85ノット)以上から54 m/s (105ノット)未満
猛烈な	54 m/s (105ノット)以上

大きさの階級分け

階級	風速15/s以上の半径
大型(大きい)	500km以上～800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

台風に関する情報の中では台風の大きさと強さを組み合わせて、「大型で強い台風」のように呼びます。ただし強風域の半径が500km未満の場合には大きさを表現せず、最大風速が33 m/s未満の場合には強さを表現しません。

②雨の強さと降り方

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造家屋)	屋外の様子	自動車の中では
10以上 20未満	やや強い雨	ザーザー降る	地面からの跳ね返りで足下がぬれる	雨音で話し声が聞こえにくい	地面一面に水たまりができる	特に影響は感じない
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても前方が見にくい
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速走行時にハイドロブレーニング現象が起きる可能性が高まる
50以上 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は役に立たない		水しぶきで辺り一面が代っぼくなり視界が悪くなる	自動車の運転は危険と感じる
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある 恐怖を感じる				

※大雨によって災害が起きるおそれがあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起きるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起きるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

※数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報が発表されます。この情報が発せられたときは、居住の地域で土砂災害や浸水害、中小河川の洪水の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味します。なお、情報の基準は地域によって異なります。

③風の強さと吹き方

平均風速(m/s)	予報用語	おおよその時速	人への影響	屋外・樹木の様子	建造物の様子	自動車の中では
10以上 15未満	やや強い風	～50km/h	風に向かって歩みにくい 傘がさせない	樹木全体・電線が揺れ始める	樋が揺れ始める	吹き流しが水平になり、横風に流される
15以上 20未満	強い風	～70km/h	転倒する人がでる 高所作業は極めて危険	電線が鳴り始める 看板やタン板が外れる	屋根瓦、葺材がはがれる 雨戸・シャッターが揺れる	横風に流される感覚が大きくなる
20以上 25未満	非常に強い風	～90km/h	何かにつかまらないと立ってられない 飛来物によって負傷するおそれがある	細い木や根の張っていない樹木が倒れる 看板が落下、飛散 道路標識が傾く	固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する ビニールハウスの被覆材が広範囲に破れる	通常の方法での運転が困難になる
25以上 30未満		～110km/h				
30以上 35未満	猛烈な風	～125km/h	屋外での行動は極めて危険	多くの樹木が倒れる 電柱や街灯が倒れるものがでる ブロック塀で倒壊するものがでる	金属屋根の資材がめくれる	走行中のトラックが横転する
35以上 40未満		～140km/h			外装材が広範囲にわたり飛散し、下地が露出する	
40以上		140km/h～			倒壊する住宅がでる 鉄骨建てで変形するものがでる	

④大雨等に関する警報について

特別警報とは

警報の発表基準をはるかに超える大雨や津波が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、最大級の警戒を呼びかけるために発表されます。

発表の基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

土砂災害警報とは

大雨警報(土砂災害)の発生後、生命に危険をおよぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁HP)で確認できます。

記録的短時間大雨情報とは

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計により観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析・解析雨量)したときに、各地の気象台が発表する情報です。

その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決めています。この情報は大雨警報発表中に現在の降雨が、その地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水の発生につながるような、希にしか観測しない雨量をしらせるために発表されます。

⑤地震情報の発表のされ方

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報が気象庁より発表されます。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名(188地域)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震度・震源に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の震度やマグニチュードを発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

⑥地震の震度について

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半は目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などが大きく揺れ、棚の食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が揺れる。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などが激しく揺れ、棚から食器類、書籍類が落ちることがある。 座りの悪いものが移動し、不安定な家具などは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れ落ちることがある。 電柱が揺れるのが分かる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚から食器類、書籍類の多くが落ちる。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 自動車の運転が困難になり停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができない。揺れに翻弄され動くことができず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

⑦木造建築物の状況

震度	木造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下し、建物が傾いたりすることもある。 倒れるものがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや倒れるものがさらに多くなる。

⑧鉄筋コンクリート造建築物の状況

震度	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強		壁、梁、柱などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁、柱などにひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などにひび割れ・亀裂が入ることが多くなる。
6強	壁、梁、柱などにひび割れ・亀裂が入ることが多くなる。	壁、梁、柱などに斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などにひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などに斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

⑨地盤・斜面等の状況

震度	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地滑りが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地滑りや山体崩壊が発生することがある。
7		

⑩ライフラインへの影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーターでは震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合は、安全のため地域ブロック単位でガス供給が停止することがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断で行われる。
電話等通信の障害	揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、つながりにくい状況が発生する。その対策として震度6弱以上程度の揺れがあった場合に通信事業者により災害用伝言ダイヤルや伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きエレベーターは、震度5弱以上程度の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認のため時間がかかることがある。

⑪大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルでは固有周期が長いため、一般の鉄筋コンクリート造建築物に比べ地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質である。しかし、長周期地震動においては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動によりスロッシング(タンク内容液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、タンクから溢れ出たり、火災が発生することがある。
大規模空間を有する施設の天井灯の破損、脱落	体育館、屋内プールなどの大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

地震時の防災体制発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢																
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合																
例示	<p>1 気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が現象が南海トラフ沿いの大規模かどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震(臨時)」が発表(南海トラフ地震中)が発表された</p> <p>2 その他事務局長が必要と認めたととき</p>	<p>1 基準地点のいずれかにおいて、震度5弱の地震情報が気象庁から発表されたとき。</p> <table border="1" data-bbox="636 584 1211 858"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沼田市</td> <td>西倉内</td> </tr> <tr> <td>前橋市</td> <td>昭和町、大手町、堀越町、粕川町、富士見町、鼻毛石町</td> </tr> <tr> <td>渋川市</td> <td>北橋町、石原、赤城町、吹屋</td> </tr> <tr> <td>吉岡町</td> <td>下野田</td> </tr> <tr> <td>榛東村</td> <td>新井</td> </tr> <tr> <td>高崎市</td> <td>箕郷町、足門町、下室田町</td> </tr> <tr> <td>桐生市</td> <td>織姫町、新里町</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基準点のいずれかにおいて、震度4の地震情報が発表されかつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>①直前に発生した地震又は出水もしくはその他の原因により既に被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。</p> <p>②地震発生後に流量等監視装置の計測値に異常が確認された場合。</p> <p>3 気象庁から南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べ総体的に高まった旨の発表がされたとき。</p> <p>4 その他事務局長が必要と認めたととき。</p>	基準地点		沼田市	西倉内	前橋市	昭和町、大手町、堀越町、粕川町、富士見町、鼻毛石町	渋川市	北橋町、石原、赤城町、吹屋	吉岡町	下野田	榛東村	新井	高崎市	箕郷町、足門町、下室田町	桐生市	織姫町、新里町	<p>1 基準地点のいずれかにおいて震度5強の地震情報が気象庁から発表されたとき。</p> <p>2 その他事務局長が必要と認めたととき。</p>	<p>1 基準地点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震情報が気象庁から発表されたとき。</p> <p>2 その他事務局長が必要と認めたととき。</p>
基準地点																				
沼田市	西倉内																			
前橋市	昭和町、大手町、堀越町、粕川町、富士見町、鼻毛石町																			
渋川市	北橋町、石原、赤城町、吹屋																			
吉岡町	下野田																			
榛東村	新井																			
高崎市	箕郷町、足門町、下室田町																			
桐生市	織姫町、新里町																			
発令者	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長																

風水害時の防災体制発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合
例示	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋地方気象台から、利根・沼田、前橋・桐生、高崎・藤岡地域の台風、前線等の降雨による大雨、洪水の注意報が発せられ、注意を要するとき。 2 水資源機構群馬用水管理所の雨量計または前橋地方気象台の予報区において、時間雨量が概ね30mmを越える恐れがあり、更に降雨が予想されるとき。 3 2の箇所において、日雨量(延べ24時間)が概ね80mmを越える恐れがあり更に降雨が予想されるとき。 4 群馬県内に雷注意報が発せられ注意を要するとき。 5 関係機関との協議・指示または情報等により注意態勢に入る必要が生じたとき。 6 風水害に起因した事象により予備取水口へ切り替える必要が生じたとき。 7 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋地方気象台から、予報区の台風、前線等の降雨による大雨、洪水の警報が発せられ、警戒を要するとき。 2 水資源機構群馬用水管理所の雨量計または前橋地方気象台の予報区において、時間雨量が概ね80mmを越える恐れがあり、更に降雨が予想されるとき。 3 2の箇所において、日雨量(延べ24時間)が概ね200mmを越える恐れがあり更に降雨が予想されるとき。 4 関係機関との協議・指示または情報等により第一警戒態勢に入る必要が生じたとき。 5 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋地方気象台から、予報区の台風、前線等の降雨による大雨、洪水の警報が発せられ、災害の発生が予想されるとき。 2 水資源機構群馬用水管理所の雨量計または前橋地方気象台の予報区において、時間雨量が概ね80mmを越える恐れがあり、更に降雨が予想されるとき。 3 2の箇所において、日雨量(延べ24時間)が概ね200mmを越える恐れがあり更に降雨が予想されるとき。 4 関係機関との協議・指示または情報等により第二警戒態勢に入る必要が生じたとき。 5 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋地方気象台から予報区における台風、前線等の降雨による大雨、洪水等の警報が発せられ、重大な災害の発生が予想されるとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により非常態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。
発令者	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長

水質事故時の防災体制発令基準

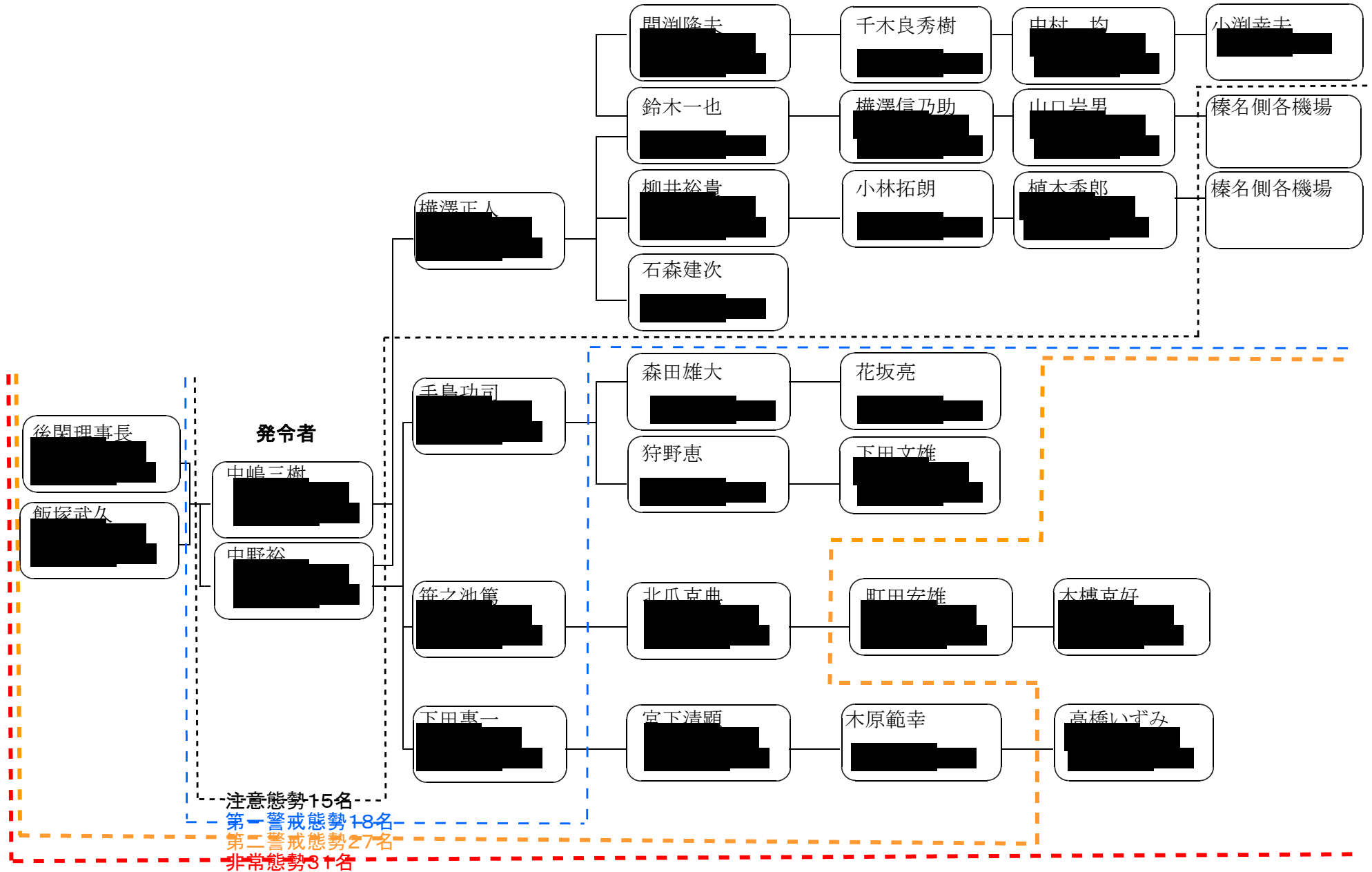
区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合
例示	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川本川上流部で発生した水質事故の情報により取水口地点での状況確認を必要とすると水資源機構群馬用水管理所が判断したとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により注意態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川本川上流部で水質事故が発生し、あるいは管理施設内で水質事故が発生し、その対策としてオイルフェンス、オイルマット等の敷設が必要となったとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により第一警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川本川上流部で水質事故が発生し、あるいは管理施設内で水質事故が発生し、その対策としてオイルフェンス、オイルマット等の敷設に加えて取水量もしくは分水量の減量が必要となったとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により第二警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川本川上流部で水質事故が発生し、あるいは管理施設内で水質事故が発生し、関係組合員等利水者に生命、財産、社会活動に大きな影響を与えることが予測され、かつ取水停止もしくは分水口の止水が必要となったとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により非常警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。
発令者	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長

その他の事故災害時の防災体制発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合
例示	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹施設または附帯施設等からの漏水等が発生したとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により注意態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹施設または附帯施設等からの漏水等により、周辺地域に被害の発生が予想される時。 2 関係機関との協議・指示または情報等により第一警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹施設または附帯施設等からの漏水等により、周辺地域に相当な被害が発生し、拡大が予想される時。 2 関係機関との協議・指示または情報等により第二警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹施設または附帯施設等からの漏水等により、周辺地域に重大な被害またはライフライン施設への被害が発生し、復旧に日数を要すると予想される時。 2 関係機関との協議・指示または情報等により非常警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。
発令者	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長

緊急連絡網及び警戒態勢分担

※個人情報に記載されているので取扱には十分注意すること。



土地改良区事務所への参集が困難な場合の参集施設

名称	住所	電話番号	備考
西部第1機場	渋川市北橘町真壁1683-4	0279-52-2209	機構営
西部第2機場	渋川市北橘町下南室677-2	0279-52-2208	県営
金丸第2機場	前橋市小坂子町2409-61	027-269-2046	県営
東部第1機場	前橋市柏倉町230-2	027-283-5070	機構営
横堀第1機場	渋川市北牧8-82	0279-53-3929	団体営
山子田第1機場	北群馬郡榛東村長岡150-1	0279-54-7236	県営
相馬機場	高崎市箕郷町東明屋629	027-371-5499	機構営
十文字第1機場	高崎市箕郷町富岡825-3	027-371-5498	機構営

通常、運転手が常駐し待機・休憩場所と電話等連絡手段が確保されている施設

被害状況チェックシート

所属		氏名	
招集時のライフラインの状況			
電 気	<input type="checkbox"/> 供給状態 <input type="checkbox"/> 停電状態	状況等	
水 道	<input type="checkbox"/> 供給状態 <input type="checkbox"/> 断水状態	状況等	
ガ ス	<input type="checkbox"/> 供給状態 <input type="checkbox"/> 停止状態	状況等	
電 話	<input type="checkbox"/> 通話可能状態 <input type="checkbox"/> 不通状態	状況等	
道 路	<input type="checkbox"/> 通行可能 <input type="checkbox"/> 通行不可能	状況等	
招集時の建物等被害状況			
人的被害の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	状況等	
損壊建物の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	状況等	
農地の状況		状況等	